

平成 20 年 度

平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(趣旨)

これまでの地方財政再建促進特別措置法、地方公営企業法の再建団体基準のみでは早期是正機能がなく、また普通会計を中心とした収支の指標ではストックベースの将来的な財政状況が分からないため、将来負担、公営企業・地方公社を含めた分かりやすい財政情報の開示を目的に今回の法制となった。

(概要)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公布:平成19年6月22日法律第94号)

施行日は平成21年4月1日とされているが、財政指標に関する規定は政令により平成20年4月1日から施行された。他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用される。

■財政指標となる健全化判断比率は、以下の4つ。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

このうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならない。①③はこれまでの地方債協議・許可制で用いられていたものであり、②④が今回新しく導入された指標である。早期健全化は自主的な改善努力を求められる段階であるが、財政再生基準以上の場合には財政再生計画を策定し、国等の関与のもとで確実な再生を求められる。

■公営企業の経営に係る財政指標は、資金不足比率である。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(第3条第1項)

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

(第22条第1項)

公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

目 次

1 平成19年度決算に基づく健全化判断比率報告書	
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	2
(3) 連結実質赤字比率	3
(4) 実質公債費比率	4
(5) 将来負担比率	5
2 平成19年度決算に基づく資金不足比率報告書	
(1) 総括表	6
(2) 法適用企業	7
(3) 法非適用企業	8

1 平成19年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
平成19年度決算 に基づく比率	—	—	23.1	230.1
(早期健全化基準)	(12.54)	(17.54)	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準)	(20.00)	(40.00)	(35.0)	

注 実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	30,217,686	29,746,839	470,847	19,758	451,089
住宅資金特別会計	29,577	29,577	0	0	0
歯科診療所特別会計	24,755	24,754	1	0	1
合 計	30,272,018	29,801,170	470,848	19,758	451,090

(単位：千円)

イ 標準財政規模	19,161,072
うち、臨時財政対策債発行可能額	796,706

(単位：%)

ウ 実質赤字比率	—
----------	---

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄の合計 (※マイナスの場合のみ)

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	実質収支額、資金 不足又は剰余額	備 考
ア 一般会計等の実質収支額の合計	451,090	(2) アのE欄の合計
イ 公営企業会計の資金不足額又は資金剰 余額 (①+②+③+・・・+⑪+⑫+⑬)	959,674	資金不足額がある場合 はマイナス計上
① 国民健康保険特別会計	31,727	
② 国民健康保険特別会計(直診勘定)	3,213	
③ 老人保健特別会計	10,771	
④ 介護保険特別会計	38,003	
⑤ 介護保険サービス事業特別会計	4,983	
⑥ 水道事業会計	797,633	
⑦ 国民健康保険病院事業会計	57,565	
⑧ 公共下水道事業特別会計	4,468	
⑨ 農業集落排水事業特別会計	417	
⑩ 浄化槽整備事業特別会計	2,545	
⑪ 簡易水道事業特別会計	8,349	
⑫ 宅地造成事業特別会計	0	
⑬ 工業団地造成事業特別会計	0	
ウ 標準財政規模	19,161,072	臨時財政対策債発行可 能額を含む

(単位：%)

エ 連結実質赤字比率	—
------------	---

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ] (※マイナスの場合のみ)

$$\text{連結実質赤字比率 エ} = \frac{\text{ア+イ}}{\text{ウ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	6,713,451	繰上償還及び満期一括償還元金除く
イ 準元利償還金	1,216,343	公営企業債繰入金 一部事務組合等の起こした地方債 へ充てたと認められる負担金 公債費に準ずる債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債 費及び準公債費	4,377,575	基準財政需要額 災害復旧費等 事業費補正 密度補正
エ 標準財政規模	19,161,072	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：%)

オ 実質公債費比率 (単年度)	24.028	H17 21.412% H18 23.868%
カ 実質公債費比率 (3か年平均)	23.1	

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率 (単年度) オ} = \frac{[\text{ア+イ}] - [\text{ウ}]}{\text{エ-ウ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	53,589,122	一般会計、住宅資金特別会計、 歯科診療所特別会計
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	236,477	大規模林道受益者賦課金
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	14,060,098	公共下水道事業特別会計等（宅地造成を除く）特別会計への繰入見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	102,198	備北地区消防組合 甲双衛生組合
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	7,659,935	一般会計等対象職員、備北地区消防組合、甲双衛生組合
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	363,363	土地開発公社の借入金、土地改良区に係る損失補償など
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,012,889	財政調整基金、減債基金など
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	1,460,102	地域総合整備資金などの貸付金を財源とした地方債、公営住宅使用料
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	37,518,007	
シ 標準財政規模	19,161,072	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	4,377,575	実質公債費比率 算定項目ウの額

(単位：%)

セ	将来負担比率	230.1	
---	--------	-------	--

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

2 平成19年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、
資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：%)

区 分	法適用企業	
	水道事業会計	国民健康保険病院事業会計
平成19年度決算 資金不足比率	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと	

区 分	法非適用企業					
	宅地造成事業以外				宅地造成事業	
	公共下水道 事業特別会計	農業集落排水 事業特別会計	浄化槽整備 事業特別会計	簡易水道事業 特別会計	宅地造成事業 特別会計	工業団地造成事 業特別会計
平成19年度決算 資金不足比率	—	—	—	—	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと					

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会 計 名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
水道事業会計	43,984	0	841,617	△797,633
国民健康保険病院 事業会計	167,153	0	224,718	△57,565

注1 流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。

注2 流動資産は、控除財源等の控除額を除く。

注3 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会 計 名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
水道事業会計	528,945	0	528,945	
国民健康保険病院 事業会計	1,367,603	0	1,367,603	

③ 資金不足比率

(単位：%)

水道事業会計	—
国民健康保険病院事業会計	—

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

$$\text{資金不足比率 } \textcircled{3} = \frac{\text{D}}{\text{G}}$$

(3) 法非適用企業

ア 宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A+B-C)
公共下水道事業特別会計	1,429,629	0	1,434,097	△4,468
農業集落排水事業特別会計	948,272	0	948,689	△417
浄化槽整備事業特別会計	170,139	0	172,684	△2,545
簡易水道事業特別会計	349,571	0	357,920	△8,349

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 D欄が△の場合、資金剰余額となる。

② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備考
公共下水道事業特別会計	236,762	0	236,762	
農業集落排水事業特別会計	59,094	0	59,094	
浄化槽整備事業特別会計	13,888	0	13,888	
簡易水道事業特別会計	133,434	0	133,434	

③ 資金不足比率

(単位：%)

公共下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
浄化槽整備事業特別会計	—
簡易水道事業特別会計	—

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ =

G

イ 宅地造成事業を行う法非適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

会計名	歳出額 A	算入 地方債 B	歳入額 C	土地収入 見込額 D	解消可能 資金不足額 E	計 F (A+B-C-D-E)
宅地造成事業特別会計	2,181	0	2,181	7,757	0	△7,757
工業団地造成事業特別会計	425,357	490,249	425,357	263,199	490,249	△263,199

注1 歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注2 土地収入見込額は、売出を開始している土地について、帳簿価格と時価を比較し、いずれか低い額を計上している。

会計名	地方債残高 G	長期借入額 H	計 I (G+H)	資金不足額 又は資金剰余額 J ・F>0 場合, F ・F<0 場合, 「A+B-C-D+I」又は「0」の いずれか小さい方
宅地造成事業特別会計	10,073	0	10,073	0
工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0

② 事業の規模

(単位：千円)

会計名	営業収益の額 K	受託工事 収入の額 L	事業の規模 M (K+L)	備考
宅地造成事業特別会計	0	0	0	
工業団地造成事業特別会計	67,050	0	67,050	

③ 資金不足比率

(単位：%)

宅地造成事業特別会計	—	※資金剰余額なし
工業団地造成事業特別会計	—	※資金剰余額なし

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

J (※マイナスは、資金剰余額となる。)

資金不足比率 ③ =

M